



令和5年10月

中小企業の活力を維持するために

① 事業承継税制の特例承継計画提出期限延長、特例措置期間延長、手続きの簡素化、取引相場のない株式評価方法の見直し、個人版事業承継税制の特定事業用資産の範囲の拡大 中小企業組合及び組合員企業に対する事業承継支援措置の拡充

- 令和6年3月末までの特例承継計画提出期限の延長、令和9年12月末までの相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例措置期間の延長、事業承継税制を活用するための手続きの簡素化、取引相場のない株式評価方法の見直し、個人版事業承継税制の特定事業用資産に事業上の現預金・棚卸資産などの流動資産を含めるといった対象範囲の拡大などの措置を。
- 中小企業組合を活用した組合員企業の事業承継支援の予算措置を講じるとともに、企業組合・協業組合の持分の承継・譲渡においても、納税猶予及び免除制度の対象に。

② 中小企業向け賃上げ促進税制の適用期限延長、控除率引上げ、要件の緩和、繰越控除措置の新たな創設

- 令和6年3月末までの適用期限の延長、積極的な賃上げや雇用増に取り組む中小企業を支援する観点から、賃上げ要件と上乘せ要件それぞれ10%ずつ控除率を引き上げ、雇用者給与等支給額の要件緩和。赤字の場合でも本税制の活用が可能となるよう、新たに繰越控除措置の創設を。

③ 少額減価償却資産の損金算入制度特例措置恒久化、限度額大幅引上げ

- 中小事業者の負担軽減や事業効率の向上を図るため、中小企業・小規模事業者及び組合の30万円未満の減価償却資産取得につき、合計300万円を限度として全額損金算入できる措置の令和6年3月末までの適用期限を恒久化、デジタル化対応支援のため限度額の大幅な引上げを。

④ 外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対

- 外形標準課税は、従業員給与に課税する仕組みとなるため、賃金を増加させた企業に対し課税を強化することに。政府が総力を挙げて取り組んでいる賃金引上げの流れに逆行するうえ、赤字法人に対して新たな負担を強いるを行うことは、当該法人の事業継続に甚大な影響。

⑤ インボイス制度について、業種・業態ごとの実情や取引の実態を踏まえた負担軽減等に資する十分な支援策、丁寧な制度周知 事業協同組合の共同事業に係る特例の創設

- エネルギー、原材料価格の高騰分を十分に転嫁できていない事業者が多く苦境に陥っている中、インボイス制度で事務処理やシステム改修の負担が増加する場合は、業種・業態ごとの実情に応じた改善策を講ずること。
- 農林水産物に限らず、事業協同組合が免税事業者から仕入れたものを共同販売する場合、JA等と同様、事業協同組合が発行するインボイスで仕入税額控除できるようにするなど、事業協同組合の共同事業に係る特例を創設することが必要。

⑥ 経営資源集約化税制（中小企業事業再編投資損失準備金）の適用期限延長

- 経営力向上計画の認定を受けた中小企業が実施したM & Aにつき、実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、投資額の70%以下の金額を準備金として積み立て、積立額の損金算入が可能となる措置について、令和6年3月末となっている適用期限の延長を。

⑦ 経営強化法の認定に基づく事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例措置の適用期限延長

- 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、合併、会社分割又は事業譲渡を通じて他の特定事業者等から不動産を含む事業用資産等を取得する場合、不動産の権利移転について生じる登録免許税、不動産取得税の軽減を受けられる措置について、令和6年3月末までの適用期限の延長を。

⑧ 交際費課税の特例措置の適用期限延長

- 中小企業の事業活動に不可欠な交際費課税の特例措置（800万円まで全額損金算入可能）について、令和6年3月末までの適用期限の延長を。

⑨ 生産・製造工程などで使用する軽油に対する軽油引取税の免税措置の恒久化・拡充

- 燃料コストが経営に大きな影響を与えている中、生産・製造工程などで動力源として使用される軽油に係る軽油引取税の免税措置の令和6年3月末までの適用期限について、恒久化を。効果波及の観点から、対象となる設備機器や業種を拡充を。

⑩ カーボンニュートラル投資促進税制の適用期限延長

- 生産工程の脱炭素化に資する設備投資につき50%の特別償却または5%もしくは10%の税額控除が適用される措置について、令和6年3月末の適用期限を延長し、長期にわたって対応を促進することが必要。

⑪ 留保金課税の中小企業への適用拡大には反対

- 留保金課税の適用拡大は、自己資本の充実を抑制し、投資資金の確保や資金繰りに大きな影響。

⑫ 商業地等の宅地に係る固定資産税の負担調整措置の継続

- 令和6年は固定資産税の3年ごとの評価額見直しの年にあたる。急激な地価上昇による税負担に耐えられるよう負担調整措置が設けられているが、地域の活性化に資する中小企業の負担軽減のため、これを継続することが必要。